

No	質問項目	質問	回答
1	要項P4 利用状況(利用率)	平成30年度以降について、月別の利用率を、ご教示ください	別紙1のとおりです。
2	要項P4 利用状況(利用率)	午前・午後・夜間の区分別の利用状況についても、ご教示ください。	別紙2のとおりです。
3	要項P5 利用料金の設定	指定管理者が行う文化振興に関する事業については、利用料金は減免となりますか、ご教示ください。 また、同様に、指定管理者の独立採算となる自主事業については、利用料金は減免となりますか、ご教示ください。	埼玉会館条例第22条のとおり、「指定管理者は、利用権利者が会館の施設等を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合で、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる」ので、必要性を協議のうえ決定していくこととなります。
4	要項P5 指定管理業務に係る委託料 (指定管理料)	過去5年間の県委託料が明示されていますが、(要項P34)過去5年間の収支状況及び令和6年度の管理運営体制によれば、明示されている金額に加えて、県派遣職員の基本給や現指定管理者の本体で担っている業務に関する人件費及び物件費が、本会館の支出となり、実体の県委託料は増加します。については、具体的にその金額をご教示ください。	県派遣職員の人件費や現指定管理者の本体で担っている業務に関する人件費及び物件費について、兼務や兼用していることにより分けて集計することができない経費があります。 したがって参考として、それらの経費を公演等に係る事業費で按分して算出した場合、県派遣職員の基本給や現指定管理者の本体で担っている業務に関する人件費及び物件費の合計は以下のとおりとなります。 R1: 33,095,035円 R2: 45,408,731円(※1) R3: 32,227,022円 R4: 93,301,590円(※2) R5: 112,820,531円(※2)  (※1)R2はコロナ禍に伴う休館の影響により、例年と比較して高額となっております。 (※2)R4,5は彩の国さいたま芸術劇場大規模改修工事に伴う休館の関係で、埼玉会館における事業が多かったため高額となっております。
5	要項P5 指定管理業務に係る委託料 (指定管理料)	本会館に係る県委託料(指定管理料)の上限額もしくは基準額があれば、ご教示ください。	委託料の上限額及び基準額はありません。
6	要項P5 利用料金収入	平成30年度以降について、施設別、月別の収入状況を、ご教示ください。	別紙3のとおりです。 なお、駐車場以外の施設別の利用料金収入は集計しておりません。
7	要項P24・25 文化振興に関する事業	事業数、収入・支出、および収支差額について、設定すべき管理目標があれば、ご教示ください。	要項P24に記載されている収支比率、販売率、公演満足度の目標値はありますが、事業数、収入・支出、および収支差額についての管理目標はありません。ただし、指定管理業務等の実施状況及び効果を確認するためのモニタリングにおいて管理目標を設定することとしております。

8	要項P26 レストランの管理運営	レストランの現在の運営について、委託であれば、委託先名、及びその委託契約内容(契約条件)を、ご教示ください。 また、行政財産使用料、光熱水費、備品購入費用等、指定管理者の支出として発生する費用をご教示ください。	現在のレストランは現指定管理者から再委託により運営されており、受託者は株式会社明成です。委託契約の内容については現指定管理者の事業に関する情報であるため回答を差し控えます。 レストランの管理・運営は指定管理業務に含まれているため、行政財産使用許可の対象となりません。 同様にレストランの管理・運営に要する費用は指定管理者の負担となります。
8-2	要項P26 レストランの管理運営	過去20年間の運営形態について、ご教示ください。 (県直営、もしくは委託の別) 委託であれば、過去20年間の委託者名、委託期間、委託契約金額等委託契約内容について、ご教示ください。	○平成27年度以前 運営形態：県からの行政財産使用許可により民間事業者がレストランを運営 運営事業者：株式会社エイチ・アール・エス(H10～H27) ○平成29年度以降 運営形態：指定管理者からの再委託により運営 運営事業者：株式会社明成 なお委託契約の内容については現指定管理者の事業に関する情報であるため回答を差し控えます。  ※平成28年度は大規模改修工事により休館中
9	要項P26 レストランの管理運営	現地説明会の際にレストランの現運営者が撤退する場に原状回復工事が必要と説明していましたが、原状回復工事の範囲と撤去される機器名及び工事期間をお示しください。また、レストラン運営者が交代となる場合には、内装工事が必要ですが、工事期間中は行政財産使用料は無料でしょうか？	県としては現指定管理者に対して令和7年3月31までに原状回復を求めることとしています。レストラン運営者が交代する場合には、指定管理者とレストラン運営者で協議していただき、原状回復をしていただくことになります。  レストランの現運営者が交代する場合、現状回復する範囲はレストランと特別食堂(共に厨房含む)です。  また、行政財産使用許可の対象ではないので行政財産使用料はかかりません。
10	要項P30 「施設管理業務」の細目 【個別業務】	指定管理者の行う個別業務の詳細仕様書を、全てご教示ください。	施設管理について、設備内容は別紙4のとおりとなります。法令遵守したうえで、どのような管理を行うかは指定管理者の判断になります。
11	要項P30 「施設管理業務」の細目 【個別業務】	舞台操作技術、設備運行管理、有人警備、日常清掃管理、駐車場管理等人員配置を伴う業務については、配置人員・配置時間等の条件があれば、ご教示ください。	配置人員・配置時間等の条件はございませんので、どのような管理を行うかは指定管理者の判断になります。
12	要項P30 「施設管理業務」の細目 【個別業務】	設備保守点検等については、設備内容、点検回数等を含め契約内容に沿って、契約条件の詳細を、ご教示ください。 また、個別業務について、再委託されている場合は、委託金額を、ご教示ください。	設備内容は別紙4のとおりです。法令遵守したうえで、どのような管理を行うかは指定管理者の判断になります。

13	要項P32 施設の修繕の費用負担(修繕費・備品購入費)	指定管理者の実施区分では、修繕費については、1件金額は見積額100万円未満となっていますが、応募の公平性の観点から、各年度収支予算として計上すべき上限額もしくは基準額を、ご教示ください。 同様に、備品購入費について、各年度収支予算として計上すべき上限額もしくは基準額を、ご教示ください。	修繕費及び備品購入費について共に上限額及び基準額はありません。 なお参考までにR1～R5の修繕費、備品購入費の実績は以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>修繕費</th> <th>備品購入費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1: 12,456,048円</td> <td>196,020円</td> </tr> <tr> <td>R2: 8,406,455円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>R3: 5,317,189円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>R4: 8,288,207円</td> <td>147,620円</td> </tr> <tr> <td>R5: 3,794,881円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	修繕費	備品購入費	R1: 12,456,048円	196,020円	R2: 8,406,455円	0円	R3: 5,317,189円	0円	R4: 8,288,207円	147,620円	R5: 3,794,881円	0円
修繕費	備品購入費														
R1: 12,456,048円	196,020円														
R2: 8,406,455円	0円														
R3: 5,317,189円	0円														
R4: 8,288,207円	147,620円														
R5: 3,794,881円	0円														
14	要項P34 別記4 過去5年間の収支状況	「収入・その他収入」について、具体的内訳及び金額を、ご教示ください。	国または民間からの補助金のほか、自動販売機、売上手数料の収入です。 具体的な金額については現指定管理者の事業に関する情報であるため回答を差し控えます。												
15	要項P34 別記4 過去5年間の収支状況	光熱水費 電気・ガス・水道等に分別して、過去5年間の実績を、ご教示ください。	金額については現指定管理者の事業に関する情報であるため回答を差し控えますが、使用量は別紙5のとおりですので、参考としてください。												
16	要項P34 別記4 過去5年間の収支状況	過去5年間の使用量についても、ご教示ください。	別紙5のとおりです。												
17	要項P34 別記4 過去5年間の収支状況	電気については、過去5年間の契約電力についても、ご教示ください。	別紙5のとおりです。												
18	要項P34 別記4 過去5年間の収支状況	R5年度については、R4年度に比較して大幅な減少となっていますが、その理由(金額も含め)を、ご教示ください。	現指定管理者の事業に関する情報であるため公表は差し控えさせていただきます。												
19	要項P34 別記4 過去5年間の収支状況	「支出・その他」について、具体的内訳及び金額を、ご教示ください。	内訳は以下のとおりですが、金額については現指定管理者の事業に関する情報であるため公表は差し控えさせていただきます。 租税公課、法人税等												
20	要項P34 別記4 過去5年間の収支状況	「支出・その他維持管理費」について、具体的内訳費目および金額を、ご教示ください。	内訳は別紙5のとおりですが、金額については現指定管理者の事業に関する情報であるため公表は差し控えさせていただきます。												
21	要項P34 別記4 過去5年間の収支状況	その他収入の内訳を開示願います。	国または民間からの補助金のほか、自動販売機、売上手数料の収入です。 具体的な金額については現指定管理者の事業に関する情報であるため回答を差し控えます。												
22	要項P34 別記4 過去5年間の収支状況	その他施設維持管理費の内訳を開示願います。	内訳は別紙6のとおりですが、金額については現指定管理者の事業に関する情報であるため公表は差し控えさせていただきます。												

23	要項P34 別記4 過去5年間の収支状況	事業費の内訳を開示願います	事業費は公演等の事業に要した費用であり、事業内容は現指定管理者の事業報告書をご参照ください。 <a href="https://www.saf.or.jp/about/report/">https://www.saf.or.jp/about/report/</a>  金額については現指定管理者の事業に関する情報であるため公表は差し控えさせていただきます。
24	要項P34 別記4 過去5年間の収支状況	支出のその他の内訳を開示願います。	内訳は以下のとおりですが、金額については現指定管理者の事業に関する情報であるため公表は差し控えさせていただきます。 租税公課、法人税等
25	要項P34 別記4 過去5年間の収支状況	事業所税はどちらに計上(金額含む)していますでしょうか？	現指定管理者については、非課税対象となっています。
26	要項P34 別記4 令和6年度の管理運営体制	県からの派遣職員は、2名となっていますが、組織図の中では、具体的にはどの方が該当するのか、ご教示ください。	埼玉会館長と施設担当が県からの派遣職員です。
27	要項P34 別記4 令和6年度の管理運営体制	館長は、兼務となっていますが、会館に常勤していないということでしょうか、その勤務体制(勤務日数・勤務時間等)を、ご教示ください。	常勤ではありませんが、会館の運営や危機管理対応等が可能な体制となっております。なお、勤務日数や勤務時間等については、現指定管理者の事業に関する情報であるため公表は差し控えさせていただきます。
28	要項P34 別記4 令和6年度の管理運営体制	人事労務管理・経理業務、会館で実施している事業の企画制作、広報宣伝、舞台・音響・映像・照明の技術運営や支援については、管理運営体制の組織図に入らないと考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。  その場合、本会館の運営に係る人件費及び物件費は、本会館の支出と考えられますが、その運営人員数、およびその金額を、ご教示ください。	お見込のとおり、人事労務管理・経理業務、会館で実施している事業の企画制作、広報宣伝、舞台・音響・映像・照明の技術運営や支援の業務に関しては現指定管理者である公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団の職員が行っているため、管理運営体制(令和6年度)には含まれておりません。 ただし、埼玉会館の管理・運営に必要な体制を整えてください。  後半について、金額はNo4のとおりですが、人員数は現指定管理者の事業に関する情報であるため、公表は差し控えさせていただきます。
29	要項P34 別記4 令和6年度の管理運営体制	組織図にある「施設担当」について、具体的業務内容を、ご教示ください。	以下のとおりです。 ①施設管理についての県をはじめとした各関係機関との連絡調整業務 ②施設・設備の管理委託業務 ③施設・設備の修繕及び補修業務 ④施設・設備の改修計画(長期保全計画)業務
30	要項P34 別記4 令和6年度の管理運営体制	本会館の舞台操作技術業務については、直営でしょうか、委託でしょうか、ご教示ください。	舞台・音響・映像・照明の技術運営や支援は、一部再委託し実施しております。
31	要項P34 別記4 令和6年度の管理運営体制	舞台操作技術者の、現在の人員体制を、ご教示ください。	現指定管理者の事業に関する情報であるため回答を差し控えます。

32	要項P34 別記4 令和6年度の管理運営体制	利用料金に含まれる舞台操作技術者の基準人員があれば、その人員数をご教示ください。	利用料金に含まれる舞台操作技術者の基準人員はありません。
33	様式4事業計画書 12 5年間の中期収支計画 利用人数(利用人員数)	事業計画書12 5年間の中期収支計画では、利用人員予測を各施設別、利用者別の予測及びその根拠を提示する必要があります。 については、平成30年度以降の各施設別、利用者別の利用人員数の実績をご教示ください。 なお、改修等に基づく休館による人員数の増減については、その期間等の根拠も、ご教示ください。 また、「利用者」の定義について、ご教示ください。	施設別の利用者数は別紙1のとおりです。  「利用者別」の利用人員の予測は不要です。修正します。  平成30年度以降の埼玉会館条例で定める休館日(1/1～1/3、12/29～)12/31以外の施設点検等による休館日数は以下のとおりです。 H30 15日 R1 16日 R2 15日 R3 15日 R4 15日 R5 18日 R6 15日(予定) なお、R2については新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4/8～5/31までの54日間休館しました。
34	基本協定書(案) 第6条(13) 自動販売機の設置	指定管理者の業務として、自動販売機の設置が可能な場合その行政財産使用料を、ご教示ください。また、現在の設置台数を、ご教示ください。	行政財産使用許可を受ければ、自動販売機の設置は可能です。 現在自動販売機は15台設置されており、令和6年度の行政財産使用料は412,341円です。
35	要項P4 2(4)(ウ)	現地説明会でもご案内いただきました隣接広場(埼玉県立図書館跡地)ですが、事業等で占有利用することは可能でしょうか。	指定管理の区域内なので、「3管理に当たっての条件、(1)指定管理者が行う業務内容」の各号に該当する内容であれば可能です。
36	要項P4 2(5)	施設の利用状況(利用率)は、区分稼働率ではなく、日稼働という理解でよろしいでしょうか。	日毎の利用率です。
37	要項P24	年間収支比率についてご教授ください。「事業に係る経常収益」「事業に係る経常費用」とは具体的にどの収入と、費用にあたるのでしょうか。	公演等における以下の費用を想定しています。 ○経常収益 チケット販売収入、民間団体からの補助金や助成金等 ○経常費用 広告宣伝費、委託費、報償費等
38	要項P34 別記4 1	収支状況のうち、彩の国さいたま芸術劇場と2館一括管理をしない場合に、増加する費用あればご教示ください。	どのような管理を行うかにより費用は変わってくるので、一概に増加する費用を示すことはできません。
39	要項P34 別記4 1	「※8名のうち県からの派遣は常勤1名、兼務1名です。」とありますが、こちらの派遣は、指定管理者が変わっても継続されるのでしょうか。	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等に基づき派遣しているため、この条例等に基づかない法人等に県職員を派遣することはありません。

40	要項P34 別記4 1	「※以下の業務に関しては、現指定管理者である公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団の職員が行っています。」とありますが、こちらの業務を行っている分の人件費等の経費は「1 収支状況」に含まれていないという理解でよろしいでしょうか。例えば、館長の人件費は人件費の中に含まれていないということでしょうか。	含まれていません。
41	要項P30、31、53	個別業務の『仕様(特に維持管理、舞台管理)』については、仕様がなくていいということでしょうか。関係法令を遵守したうえで、指定管理者がご提案するという理解でよろしいでしょうか。	要項のP30、31に記載してあるとおりです。関係法令等を遵守した上で提案内容を検討してください。
42	要項P3 2(2)	「平成27年10月～平成29年3月大規模改修工事実施」をされたと記載がございます。 平成27年、2015年以降、ホールに關します更新工事はされていないという理解で宜しいでしょうか。ご教授ください。	令和2年度に大ホール舞台照明設備(調光操作卓ほか)の改修を実施しております。
43	要項P3 2(2)	「平成27年10月～平成29年3月大規模改修工事実施」をされたと記載がございます。 平成27年、2015年、埼玉県が一般競争入札にて選定された ホールの大規模改修工事を担当された各法人名をご教授ください。 ・舞台機構 ・照明設備 ・音響設備 ・映像設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舞台機構 森平舞台機構(株)</li> <li>・照明設備 (株)八州電業社</li> <li>丸茂電機(株)</li> <li>・音響設備 ヤマハサウンドシステム(株)</li> <li>・映像設備(ITV設備) (株)積田電業社</li> </ul>
44	要項P4 (5)	施設の利用状況(利用率)が記載されておりますが、当利用率は毎日の利用率でしょうか、貸出区分毎の利用率でしょうか、ご教授ください。	毎日の利用率です。
45	要項P4 (5)	施設の利用状況(利用率)が記載されております。 年度毎、毎月の区分毎、利用施設毎の利用状況の状況がわかる資料をご開示願います。	別紙1、2のとおりです。
46	要項P5 (2)	ア 利用料金の設定 ○利用料金収入及び減免の実績(単位:千円)  イ 指定管理業務に係る委託料 ○ 県委託料の状況(単位:千円)  上記の表が記載されております。  令和元年～令和5年度の公文書でもある 現指定管理者の事業報告書、収支報告書、県の業務評価のご開示をお願い致します。	<p>現指定管理者の事業報告書等は、以下の現指定管理者のHPをご参照ください。 <a href="https://www.saf.or.jp/about/report/">https://www.saf.or.jp/about/report/</a></p> <p>また、県による管理運営状況評価は以下の県HPをご参照ください。 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/kense/kaikaku/shitekanri/index.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/kense/kaikaku/shitekanri/index.html</a></p>
47	要項P5 (2)イ	県委託料が表記されております。 県委託料＝指定管理料という理解で宜しいでしょうか。 当金額は税込みでしょうか。ご教授ください。	お見込のとおりです。

48	要項P6 (5)	<p>「○指定管理者は、地震の発生により鉄道等が運行停止し、埼玉会館周辺に滞留者(帰宅困難者)が発生した場合は、浦和駅周辺帰宅困難者対策協議会(事務局:さいたま市)からの要請に基づき埼玉会館に帰宅困難者を受け入れ、必要な支援を行うことがあります。」と記載がございますが、帰宅困難者用の水や毛布等の備蓄品の保管はあるのでしょうか。ご教授ください。</p>	<p>現状施設に水や毛布等の備蓄品の保管はありませんが、帰宅困難者を受け入れる際には、県又はさいたま市が物資を準備します。</p>
49	要項P26 別記2 項目2 III	<p>「Ⅲ県民の文化芸術への参加、創造を技術面から支援するため、貸館時の舞台機構の操作や舞台演出をはじめ、公演を円滑に進めるための各種助言などの支援を実施すること。」と記載がございます。 具体的な助言・支援内容をご教授ください。</p>	<p>現指定管理者は、以下の内容を基本として助言や支援を実施しています。 ①利用者が手配する舞台技術者が、会館の施設、設備を適正に運行操作できるよう指導し、監督すること ②利用者が舞台技術者を手配しない場合、簡単な仕込み、バラシ作業、催物の舞台進行に必要な簡単な運行操作(舞台、照明、音響)を行うこと</p> <p>①②を超える場合は別途有料</p> <p>現指定管理者の取組内容は上記のとおりですが、申請にあたっては、支援内容を検討の上、ご提案ください。</p>
50	要項P26 別記2 項目2 III	<p>「Ⅲ県民の文化芸術への参加、創造を技術面から支援するため、貸館時の舞台機構の操作や舞台演出をはじめ、公演を円滑に進めるための各種助言などの支援を実施すること。」と記載がございます。 舞台演出(照明や音響・映像など)に関しましては、具体的にはどの程度までの支援を行っているのでしょうか。 現状は下記のような対応かと思われそうですが、いかがでしょうか。ご教授ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無料公演等の県民催事は、各担当者が1人で対応可能な範囲までで、それ以上必要な場合はお客さまと相談の上 有料にて追加人員対応等</li> <li>・有料公演等の興行に関しては、舞台機構の操作と乗り込みスタッフへの助言と支援等</li> </ul>	<p>現指定管理者は、以下の内容を基本として助言や支援を実施しています。 ①利用者が手配する舞台技術者が、会館の施設、設備を適正に運行操作できるよう指導し、監督すること ②利用者が舞台技術者を手配しない場合、簡単な仕込み、バラシ作業、催物の舞台進行に必要な簡単な運行操作(舞台、照明、音響)を行うこと</p> <p>①②を超える場合は別途有料</p>
51	要項P30 別記2 3	<p>「舞台設備、照明設備、音響設備の点検等を適宜、適正に行い、安全性の確保と性能の維持に努めること。」と記載がございます。 適宜、適正の基準をご教授ください。</p>	<p>基準はありませんが、舞台設備、照明設備、音響設備の安全に使用できるよう点検等を実施してください。</p>
52	要項P30 別記2 3	<p>「舞台設備、照明設備、音響設備の点検等を適宜、適正に行い、安全性の確保と性能の維持に努めること。」と記載がございます。 点検回数や点検内容の仕様があるようでしたらご教授ください。</p>	<p>点検回数や点検内容の仕様はありませんが、舞台設備、照明設備、音響設備の安全に使用できるよう点検等を実施してください。</p>
53	要項P34 別記4 1,2	<p>「※以下の業務に関しては、現指定管理者である公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団の職員が行っています。・館長業務、人事労務管理・経理業務・埼玉会館で実施している事業の企画制作、広報宣伝、舞台・音響・映像・照明の技術運営や支援」と記載がございます。</p> <p>「舞台・音響・映像・照明の技術運営や支援」に関しましては、体制図8名には含まれていないという理解で宜しいでしょうか。ご教授ください。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>

54	要項P34 別記4 2	<p>「※以下の業務に関しては、現指定管理者である公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団の職員が行っています。・館長業務、人事労務管理・経理業務・埼玉会館で実施している事業の企画制作、広報宣伝、舞台・音響・映像・照明の技術運営や支援」と記載がございます。</p> <p>「舞台・音響・映像・照明の技術運営や支援」に関しては、現在は協力企業等の専門企業には委託されておらず、現指定管理者の財団の職員が直接担当されているという理解で宜しいでしょうか。ご教授ください。</p>	舞台・音響・映像・照明の技術運営や支援は、一部再委託し実施しております。
55	その他	貸し出し施設にあるピアノについておうかがいします。 会館施設内全ての「ピアノの台数」「ピアノの型番」「メーカー」をご教授ください。	大ホール：スタインウェイ D274 x3(内1台はリハーサル室)、ヤマハ CF x1 小ホール：スタインウェイ C227 x1、ヤマハ C7L x1、U300 x1
56	要項P9 (2) ア(ウ)	事業報告書は、決算書のみ提出でも認められますか。ご教示ください。	事業報告書に準ずる内容を含むのであれば決算書のみ提出でも認めます。
57	要項P9 (2) ア(ウ)	財産目録の作成をしていない場合、貸借対照表のみ提出でも認められますか。ご教示ください。	貸借対照表のみ提出でも認めます。
58	要項P10 (サ)	事業計画書(様式4)は、様式にとらわれず、体裁やデザインを変更しての提出は認められますか。ご教示ください。	所定の様式により作成してください。
59	要項P12	申請書類を持参又は郵送で提出する場合、製本方法に指定はございますでしょうか。ご教示ください。	特に指定はありません。
60	要項P34 別記4	光熱水費は収支状況の支出欄に記載がありますが、指定管理者が負担するという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込のとおりです。
61	要項P34 別記4	光熱水費など、物価変動が要因で運営費に赤字が出る場合、費用負担区分の協議や、委託費の補填おこなうことは考えておられますか。ご教示ください。	指定管理者が管理を行うために必要な経費は、利用料金収入、県委託料及び指定管理者が行う自主事業等の収入で賄うことになります。原則として、収支が赤字になった場合でも県委託料の補てんはありません。 ただし基本協定書(案)第43条に基づく年度協定書において、「委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度協議の上定めるものとする」旨を定めることを想定しております。